

名古屋市公立大学法人評価委員会と公立大学法人名古屋市立大学経営審議会について

区 分	法人評価委員会	経営審議会
設置根拠	○地方独立行政法人法 第11条 ○名古屋市公立大学法人評価委員会条例	○地方独立行政法人法 第77条 ○公立大学法人名古屋市立大学定款 第17条～第19条
設置主体	○名古屋市(市長の附属機関)	○公立大学法人名古屋市立大学
構 成	・委員5人以内をもって組織(条例第2条) ・教育研究及び経営に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱(条例第3条)	・委員15人以内をもって構成(定款第17条2項) ・理事長、副理事長、理事長が指名する理事又は職員、法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から理事長が委嘱(〃) ・法人役職員7人、外部委員8人(平成29年12月末現在)
所管事項	○所掌事務 1 地方独立行政法人の業務実績に関する評価 2 その他権限に属させられた事項の処理 ・中期目標の策定・変更にあたっての意見 ・中期計画の認可・変更認可にあたっての意見 ・中期目標期間終了時の検討にあたっての意見 ・重要な財産の譲渡・担保にあたっての意見 など	○定款の定めるところにより、法人の経営に関する重要事項を審議 <定款第19条> ・中期目標についての法人意見のうち経営に関するもの ・中期計画・年度計画のうち経営に関するもの ・学則(経営に関する部分に限る)、会計規程その他法人の経営に係る重要規程の制定改廃 ・予算の作成及び執行並びに決算 ・組織及び運営の状況についての自己点検評価 ・その他法人の経営に関する重要事項
備 考	・法人の業務実績評価を通して法人に業務改善を促す。 ・設立団体の長が、中期目標策定や認可案件の認可などにあたって、客観的・専門的立場からの意見を聴く。	・公立大学の法人化に伴い経営面での責任を的確に果たしていくため、法人において経営に関する重要事項を審議。 ・教育研究審議会とともに適切に審議を行い、理事長の下における経営と教学のバランスのとれた法人運営に貢献。